

国民健康保険から重要なお知らせです

国民健康保険に加入・脱退するときには届出を

国民健康保険は、会社などに勤めている人が加入している健康保険などとは違い、加入するときも、脱退する（やめる）ときも、異動があった日から14日以内に世帯主が届出をしなければなりません。国民健康保険に加入する届出が遅れた場合、加入する資格ができた月までさかのぼって国民健康保険税を納めていただきます。また、届出が遅れた間の医療費は、特別な理由がない限り全額自己負担となりますので、ご注意ください。

70歳になった方への「高齢受給者証」

70歳の誕生日を迎えた方は、誕生月の翌月から、医療機関を受診するときの自己負担金の割合が2割（平成22年3月31日まで1割）または3割（※現役並み所得者）となります。自己負担金の割合を記した「高齢受給者証」を、誕生

月の末日ごろに郵送します。70歳の誕生日を迎えた翌月から、医療機関を受診する時は国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の両方を窓口にて提示してください。

※現役並み所得者

市県民税の課税所得が145万円以上ある70歳以上の国民健康保険被保険者の方。ただし、同一世帯内の70歳以上の国民健康保険被保険者の方が、1人の場合は合計収入額383万円未満、2人以上の場合合計収入額520万円未満であれば、申請により自己負担金は2割（平成22年3月31日まで1割）負担となります。

退職者医療制度

会社を退職した人は、その職場の健康保険の資格が失われ、国民健康保険に加入することになります。会社を退職し、年金を受けるようになった65歳未満の方とその扶養家族の方で、次の条件に当てはまる場合は「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。

こんなときは14日以内に届出を

	こんなときは	持参するもの
国保に加入する	他市区町村から転入	印鑑、転出証明書
	・職場の健康保険をやめた ・職場の健康保険の被扶養者から外れた	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書、被扶養者でない証明書（資格喪失証明書）
	子どもが生まれた	印鑑、母子健康手帳
国保を脱退する	他市区町村へ転出	印鑑、該当する人の保険証（世帯主の転出・死亡時は全員の保険証）
	死亡した	
	・職場の健康保険に加入 ・職場の健康保険の被扶養者になった	印鑑、該当する人の保険証（国保）、職場の保険証
その他	市内で住所が変わった	印鑑、全員の保険証
	世帯が分かれたり、一緒になった	
	世帯主が変わった	
	保険証の内容を訂正する	
	保険証を紛失した	印鑑、身分を証明するもの（運転免許証など）
	退職者医療制度に入る	印鑑、保険証、年金証書
	退職者医療制度をやめる	印鑑、退職者保険証

この資格は、年金の受給権が発生した日からとなりますので、年金証書を受けとった日から14日以内に届出してください。退職者医療の国民健康保険被保険者証（被保険者証の右上に⑨）を交付します。

【対象】 次の条件のすべてにあてはまる方とその扶養家族の方
 ・国民健康保険に加入している方。
 ・厚生年金や各種共済組合などの年金を受けていて、その加入期間が20年以上、または40歳から10年以上ある方。